

お 知 ら せ

株式会社新潟建築確認検査機構

平素は当社をご利用頂き、厚くお礼を申し上げます。

確認済みの計画に軽微な変更以外の変更があった場合は、法令に基づき計画変更確認を受けなければならないこととなっております、ご不明な点をご相談下さい。

また、建築物等の中間検査及び完了検査に際しては、従前から検査を円滑に進めるため、確認済証ほかの設計図書を現場にお持ち頂くこととともに現場検査の際のお立会いにつきましても引き続きご協力下さるようお願い申し上げます。

当社のモットー「スピードで勝負」に従い、検査のご予約を頂いた日時を厳守することはもとより、お客様各位のご期待にお応え出来るよう一層の努力を重ねてまいります。

しかしながら、やむを得ず下記のような事態が生じた場合、追加手数料を頂戴することに致しましたので、ご理解を頂きたくお知らせいたします。

なお、平成 20 年 8 月 1 日以降に中間検査及び完了検査申請をお引き受けしたのから適用いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

追加手数料を要する場合	手数料の額
完了検査において、軽微な変更該当しない変更(本来であれば計画変更確認に相当する変更)があり、追加検討書により法適合性を判断する場合	建築物 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合の確認申請手数料の額 建築設備 建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合の確認申請手数料の額 工作物 工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の確認申請手数料の額
中間検査及び完了検査において、再検査により法適合性を判断する場合	建築物、建築設備及び工作物 中間検査又は完了検査申請手数料の額及び遠隔地出張費
中間検査及び完了検査において、立会人の不在等、申請者等の責に帰すべき理由で検査を実施出来ず、再検査を実施する場合	建築物、建築設備及び工作物 中間検査又は完了検査申請手数料の額及び遠隔地出張費